

第 1 章 雨水管理総合計画について

1.1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

近年、気候変動の影響で雨の降り方が変わり、全国的に災害の激甚化・頻発化が進んでいます。また、都市化の進展も相まって、豪雨による浸水被害のリスクが増えています。本市においては、平成26年10月の台風12号による豪雨や平成30年7月西日本豪雨の際には、甚大かつ広域的な浸水被害が発生し、市民生活に深刻な影響を及ぼしました。

こうした状況を受け、国においては、水防法の改正(平成27年度)及び下水道法の改正(令和3年度)が実施され、ハード・ソフト両面における水害対策の強化が進められています。特に、「再度災害防止」に加え、「事前防災・減災」、「選択と集中」等の考え方のもと、浸水リスクに応じた重点的な事業運営が求められています。これらの動向を踏まえて、令和3年11月に「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」が示されました。

(2) 目的

このような状況を踏まえ、市民の生命や財産を守るためには、従来から市が整備している雨水ポンプ場や雨水管などによる「流す」対策だけでなく、貯留槽や浸透施設によって雨水を一時的に貯留する「貯める」対策、さらにはハザードマップの周知や水路の点検・清掃など、事前の備えを促す「備える」対策を組み合わせ、ハード・ソフトの両面から総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。

本市では、効率的な雨水管理を通じて浸水被害の予防・軽減を図ることを目的に、市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき基本的な方針として「雨水管理総合計画」を策定します。併せて、本計画に基づき、開発行為等に際して、雨水の流出抑制に関する協議を義務付ける条例を制定します。

本条例の制定により、市民、事業者及び市が連携・協働し、総合的かつ実効性のある浸水対策を推進することで「雨に負けない、未来を守るまちづくり」の実現を目指します。

これまで	これから
地域や浸水状況に関係なく目標整備水準が一定で、早期の浸水解消につながらず、「生命の保護」、「都市機能の確保」、「個人財産の保護」の達成が効率的に行えません。	優先的に対策する地区を位置づけることで、「選択と集中」による浸水対策が可能となります。さらに、他事業や開発行為等と連携を図ることで、効率的な浸水対策を実施できます。

(1)計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針や災害から市民の生命や財産を守るまちづくりを目指す計画等の関連計画と相互に連携・整合を図りながら進めます。

```
graph TD; A[雨水管理総合計画] <--> B[関連法、条例]; A <--> C[本市の上位計画]; A <--> D[本市の関連計画]; A <--> E[本市の下部計画];
```

関連法、条例

- (国)
 - 下水道法
 - 水防法
- (貝塚市)
 - 浸水対策条例
 - 開発行為等の手続等に関する条例

本市の上位計画

- 貝塚市第5次総合計画

雨水管理総合計画

本市の下部計画

- 貝塚市公共下水道事業計画

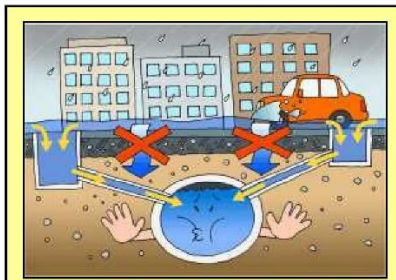
本市の関連計画

- (事前防災・減災)
 - 貝塚市強靱化地域計画
- (まちづくり)
 - 貝塚市都市計画マスタープラン
 - 立地適正化計画
 - 緑の基本計画
- (防災)
 - 地域防災計画
 - など

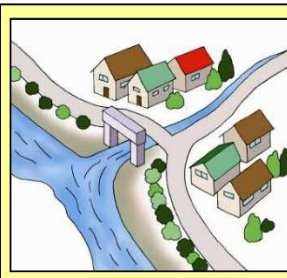
浸水被害には大きく分けて「外水(洪水)」と「内水(都市型浸水)」の2種類があります。下水道による対策は主に内水氾濫を対象とするものであり、都市計画法上、下水道は都市施設として位置づけられています。したがって、本計画は、市街化区域を対象としつつも、市街化区域外で浸水被害が懸念される住宅地等についても対象とします。

2

水害発生メカニズム(内水)



下水道の排水能力を超える雨が降った場合に、下水道から水があふれたり、下水道に入りきれないで地上に溜まったままになります。



街などに降った雨は、下水道などを通して川に排水されます。



大雨が降ると川の水位が上がり、排水されにくくなり、下水道などがあふれてしまいます。

※出典：国土交通省ホームページ

(3)段階的な浸水対策

下水道による雨水整備は、「選択と集中」の観点から、既存の排水系統ごとに区分された排水区ごとに浸水リスクを評価し、優先度の高い区域から段階的（当面・中期・長期）に整備を進めます。

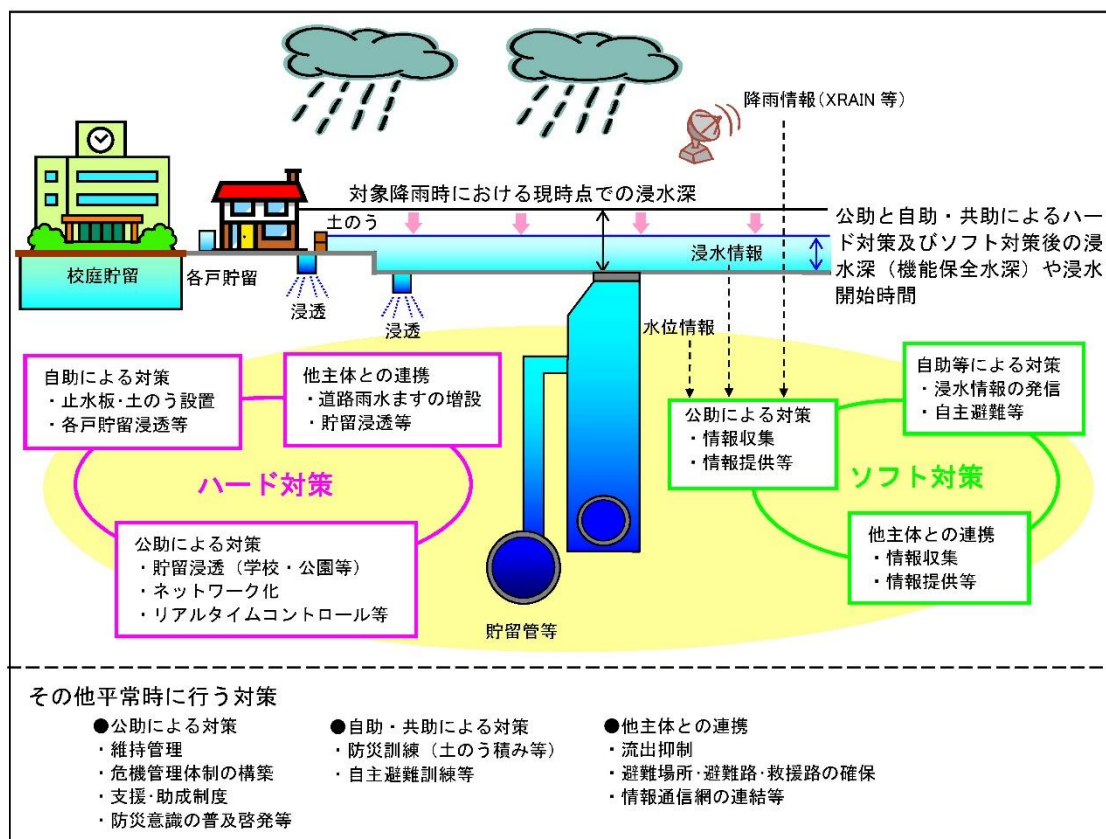
優先度評価においては、浸水実績、浸水シミュレーション結果による浸水のしやすさおよび人口集中、防災拠点の有無、交通量等の都市機能の集積状況等、地域特性を踏まえて設定します。

各段階においては、既存の下水道施設や下水道以外の雨水排水施設の排水能力を最大限活用し、整備目標に応じた必要な対策を講じます。

(4)自助・共助・公助

近年は、全国的に下水道の整備目標を超える短期的・集中的な豪雨が多発しており、下水道整備のみでは市民の生命や財産を守ることが困難になりつつあります。

そのため、市による「公助」に加え、市民や事業者の「自助」「共助」による浸水対策を促進し、官民が協働する体制のもと、多様なハード・ソフト対策を講じ、「雨に負けない、未来を守るまちづくり」の実現を図ります。



※出典：下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル

- ハード対策とソフト対策に分けて設定。
- 対策実施区域は、排水区ごとに区分し、対策指標を設定(階層分析法を参考)。
- 本市の地形、過去の実績等を考慮し、湾岸エリアは浸水リスクが高い地区として設定。
- 対策の進め方は、近年の降雨状況を鑑み、当面、中期、長期を設定。
- 本市におけるハード対策の設定は、「流す」に着目し、下水道事業として実施する下水道管渠や雨水ポンプ場などの対策によって雨水浸水被害の軽減を図ること。
- 本市におけるソフト対策の設定は、「貯める」「備える」に着目し、市民、事業者及び施設管理者との連携による雨水抑制施設や雨水タンクなどの設置、災害情報の啓発、水路点検・清掃及び避難訓練等を継続して実施すること。特に浸水対策条例の制定により市民、事業者及び市の役割を明確化にする。